

いわき市復旧・復興計画検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災という未曾有の大災害からの再生を果たすため、市民が共有できる「復興の姿」を「いわき市復旧・復興計画」として取りまとめる必要がある。そのため、復興に係る基本的な方針や主要な施策(以下「復興ビジョン」という。)に基づき、具体的な事業計画を策定するにあたり、市民の意見を幅広く反映させる観点から、いわき市復旧・復興計画検討市民委員会(以下「市民委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民委員会は、本市の復興ビジョンに基づく具体的な取組みに関して、調査・検討し、市長へ報告する。

(組織)

第3条 市民委員会は、市長が委嘱する委員16名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する事項について報告を行った日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会の会議は、委員長が開催し、会議の議長となる。

2 市民委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要に応じ、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月26日から実施する。

2 この要綱の実施後に、最初に開催される市民委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。